

学校法人星美学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人星美学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都北区赤羽台四丁目2番14号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、この法人の母体である扶助者聖母会の創立者聖ヨハネ・ボスコの教育理念に基づき、教育事業を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 星美学園短期大学 幼児保育学科
- (2) 星美学園高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 星美学園中学校
- (4) 星美学園小学校
- (5) 星美学園幼稚園
- (6) 目黒星美学園高等学校 全日制課程 普通科
- (7) 目黒星美学園中学校
- (8) 目黒星美学園小学校

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 貸家業

第3章 学園長

(学園長)

第5条 この法人に、学園長を置く。

2 学園長は、宗教法人カトリック扶助者聖母会が推薦した者のうちから、理事会において選任する。

3 学園長は、この法人が設置する諸学校の教育を統括する。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上11名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長とし、宗教法人カトリック扶助者聖母会が推薦した者のうちから、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事会)

第7条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第8条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印又は記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(業務の決定の委任)

第9条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第11条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第12条 理事長からあらかじめ指名された理事は、理事長が定めた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の選任)

第13条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学園長

(2) 星美学園短期大学学長,星美学園高等学校,目黒星美学園高等学校,星美学園中学校,目黒星美学園中学校,星美学園小学校及び目黒星美学園小学校の各校長並びに星美学園幼稚園園長のうちから,互選により定めた者 3名又は4名

(3) 評議員のうちから,互選により定めた者 2名又は3名

(4) 学識経験者又はこの法人の功労者のうちから,前第3号に規定する理事の過半数により選任した者 2名以上6名以内

- 2 前項第1号から第3号に規定する理事は、学園長、学長、校長、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事のうちには、その選任の際現にこの法人の役員又は職員(学園長、学長、校長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)でない者を一人以上選任するものとする。ただし、最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかった者は、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(監事の選任及び職務)

第14条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事のうちには、その選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者を一人以上選任するものとする。ただし、最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかった者は、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、これを当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第15条 役員(第13条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができ、その後も同様とする。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員)の補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の理事が出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、18名以上23名以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、会議の都度、評議員の互選によって定める。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければならない。開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第8条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 学債、寄付金の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 宗教法人カトリック扶助者聖母会代表役員
- (2) 学園長
- (3) 星美学園短期大学学長, 星美学園高等学校, 目黒星美学園高等学校, 星美学園中学校, 目黒星美学園中学校, 星美学園小学校及び目黒星美学園小学校の各校長並びに星美学園幼稚園園長のうちから、互選により定めた者 3名又は4名
- (4) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 5名又は

6名

(5) 評議員から選任された理事以外の理事 2名又は3名

(6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 2名又は3名

(7) 学識経験者及びこの法人の功労者のうちから、理事会において選任した者 4名以上6名以内

2 前項第1号から第5号に規定する評議員は、宗教法人カトリック扶助者聖母会代表役員、学園長、学長、校長、園長、職員又は理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第23条 評議員（前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。

以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができ、その後も同様とする。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行なう。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第6章 資産及び会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業財産の部に記載する財産及び将来収益事業財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行定期預金若しくは郵便定額貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3

分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び事業実績の報告）

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

3 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供さなければならない。

（資産総額の変更登記）

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2か月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

（解 散）

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、

同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第38条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、宗教法人カトリック扶助者聖母会の関係する学校法人その他の教育事業を行う者のうちから、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した者に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第42条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日(昭和26年3月10日)から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 レチチア・ベリアッチ
理事 サンチナ・グロッシ
理事 平手はな
理事 平山のぶ
理事 竹下ふみ
監事 木澤 和
監事 岡田捷五郎

3 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日（昭和28年1月8日）から施行する。 幼稚園設置

4 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日（昭和29年3月22日）から施行する。 目黒第二小学校設置

5 この寄附行為は、東京都知事の変更認可の日（昭和31年10月24日）から施行する。 (学)目黒星美学園分離

6 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和35年1月20日）から施行する。 短大 家政学科設置

7 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和37年12月19日）から施行する。 短大 幼児教育学科設置

8 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。 短大 国文学科設置

9 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和44年5月22日）から施行する。 学科の呼称変更

10 この寄附行為は、文部大臣の変更認可の日（昭和63年10月18日）から施行する。 寄附行為の全般的改正

11 平成4年8月6日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。 家政学科の呼称変更

(星美学園短期大学の家政学科の存続に関する経過措置)

星美学園短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

12 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。 短大 人間文化学科設置

13 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。 短大 生活文化学科，国文学科の廃止

14 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(星美学園短期大学の幼児教育学科の存続に関する経過措置)

星美学園短期大学の幼児教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当

該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

15 この寄附行為は，文部科学大臣の認可の日（平成17年9月12日）から施行する。

16 この寄附行為は，平成27年4月1日から施行する。

短大 人間文化学科廃止

17 平成27年10月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は，平成28年4月1日から施行する。 学校法人の合併

18 平成28年10月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は，平成29年4月1日から施行する。 収益事業の開始